

令和８年度訪問看護ステーションの大規模化等に対する 補助金交付後の留意事項

1 財産処分制限

埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用して購入した物品（取得価格３０万円以上）については、耐用年数を経過するまでは知事の承認を受けずに補助対象事業以外の目的での使用、譲渡、廃棄等を行うことはできません。

耐用年数は、物品ごとに異なります。詳細は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号）。

2 物品の管理について

補助金を活用して購入した物品は、備品台帳を作成し適切に管理してください。

3 仕入れ税額控除の報告

交付した補助金は、補助事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当します。

交付申請又は実績報告時に点において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかである場合（金額が「０円」である場合を含む）には、当該金額を交付申請額又は実績報告額から減額して申請又は報告することができます。

減額して申請又は報告した場合は「様式第５号」による仕入控除税額報告書の提出は不要となります。

例）消費税の確定義務がない法人等

なお、交付申請又は実績報告時点において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があるか明らかでない場合（金額が明らかでない場合も含む）には、仕入控除税額が確定した後、速やかに提出してください。提出が遅れた場合であっても、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに報告書を提出してください。